

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年5月9日（月）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第 7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第 8号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第 9号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第10号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について
- (5) 議案第11号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (6) 議案第12号 農用地利用集積計画書（No.168）（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権の設定に関するもの）
- (7) 議案第13号 農用地利用集積計画書（No.169）（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (8) 議案第14号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (9) 議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」の決定について

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第2回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 妹尾委員と、4番 竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第7号から議案第15号の9議案です。</p>
議 長	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。 事案番号7番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。</p> <p>(午前9時32分 守屋委員 退席)</p> <p>では、事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号7番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>確認しました。譲受人は適正に管理できるものと思います。問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号7番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>

議 長	異議がありませんので、事案番号7番につきましては、許可と決定します。 (午前9時35分 守屋委員 着席)
議 長	事案番号8番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	確認しました。譲受人は適正に管理できると思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号8番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号8番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第8号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、1件議題と します。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号3番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号3番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ありません。隣接する農地への影響もないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号3番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号3番につきましては、許可と決定します。

議長	議案第9号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号2番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。 事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水等、問題ないと思います。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第10号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号2番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議長	事務局の説明が終わりました。 事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題ありません。周辺農地への影響もありません。

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第11号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について 、2件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号1番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。事案番号2番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号1番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地を確認しました。排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号1番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号1番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3 番 委 員	現地を確認しました。周辺農地への影響はなく、排水等、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。

各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第12号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.168) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権の設定に関するものを251件議題とします。事務局から説明します。
事務局	(集積計画の概要説明)
議長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について確認の報告をします。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
美川地区 推進委員	美川地区について確認の報告をします。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認の報告をします。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認の報告をします。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認の報告をします。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
中川地区 推進委員	中川地区について確認の報告をします。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。

小田地区 推進委員	<p>小田地区について確認の報告をします。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。</p>
議 長	<p>矢掛町農用地利用集積計画書（No.168）（案）の確認の報告が終わりました。 議案第12号 矢掛町農用地利用集積計画書（No.168）（案）の決定に対する 意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。</p>
各 委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第12号について「異議なし」と決定します。</p>
議 長	<p>議案第13号 矢掛町農用地利用集積計画書（No.169）（案）の決定に対する 意見について、事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>議案第13号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて 農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団 が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計 画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p>
	<p>（計画の内容について説明）</p>
議 長	<p>議案第13号につきまして、意見等をお願いします。</p>
各 委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第13号について、「異議なし」と決定します。</p>
議 長	<p>議案第14号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその 達成に向けた活動の点検・評価」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。</p>

事務局	<p>議案第14号をご覧ください。</p> <p>令和4年4月6日の総会で農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」を作成し、ホームページ等で意見募集することとし、約2週間（4/13～4/27）ホームページ・窓口で意見を募集しました。結果は、意見がありませんでした。この結果を踏まえ、農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」は案のとおり決定していただきたいという内容です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、意見はありませんか。
各委員	（異議なし）
議長	異議がありませんので、議案第14号については、案のとおり決定することを議決します。今後、ホームページへ掲載します。
議長	<p>議案第15号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について、議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事務局	<p>本件は、農業委員会の1年間の活動目標（案）を審議するものです。</p> <p>今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに公表し、寄せられたパブリックコメントを踏まえて補正した後、再度審議していただく予定です。</p> <p>では、内容について説明させていただきます。</p> <p>（議案朗読説明）</p>
議長	事務局の説明が終わりました。「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)」につきまして、意見はありませんか。
各委員	（異議なし）
議長	異議がありませんので、（案）のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し、パブリックコメントを募集します。寄せられたパブリックコメントを踏まえ、補正の上、「令和4年度最適化活動の目標」を決定し、ホ

	ホームページ等で公表することとします。
議 長	次に 4. 各種報告 について確認します。
議 長	(1) 届出取下について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。
議 長	(2) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番, 2番について、確認しました。携帯電話の通信施設で、問題はありません。
三谷地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。(1)で取り下げをした場所です。問題ないと思います。
議 長	(3) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番, 2番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号3番について、確認しました。問題ありません。

中川地区 推進委員	事案番号4番, 5番について, 確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号6番, 7番について, 確認しました。問題ありません。
議 長	(5) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
7番委員	三谷地区について, 確認しました。問題ありません。
議 長	(6) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
1番委員	山田地区について, 確認しました。事務所は令和5年度に完成予定とのこと。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。